

議会運営委員会 会議録

日 時 令和6年9月24日（火曜日） 午後1時50分～午後2時40分
場 所 白杵庁舎2階 議会応接室

出席委員の氏名

委員長 川辺 隆 副委員長 匹田 郁
委 員 安東 鉄男 委 員 匹田久美子 委 員 梅田 徳男
委 員 戸匹 映二 委 員 大塚 州章

オブザーバー

議 長 内藤 康弘 副議長 伊藤 淳

欠席委員の氏名

（ な し ）

説明のため出席した者の職氏名

（ な し ）

出席した事務局職員の職氏名

局長 林 昌英 次長 二宮 貴司 書記 原 伸行 主査 大井智香子

傍聴者

（ な し ）

協議事項

1. 最終日の議事日程について
2. 決算委員会の開催について
3. 委員長報告に対する質疑・討論の通告について
4. 議員派遣について
5. 特別委員会の設置について
6. 議会運営委員会の視察について
7. 次回、12月及び3月定例会の会期日程（案）について
8. 一般質問の総括について

9. 先例・申し合わせの継続検討事項について

10. その他

午後1時50分 開議

協議事項

1. 最終日の議事日程について

2. 決算委員会の開催について

3. 委員長報告に対する質疑・討論の通告について

4. 議員派遣について

◎書記（原 伸行）

（ 配付資料に基づき説明 ）・・・（ 質疑なし ）

事務局案のとおり決定

5. 特別委員会の設置について

◎書記（原 伸行）

（ 配付資料に基づき説明 ）・・・（ 質疑なし ）

事務局案のとおり決定

6. 議会運営委員会の行政視察について

◎書記（原 伸行）

（ 口頭により説明 ）

○委員（意見）・・・（ 意見なし 、 委員長一任との声あり ）

○委員長案

・現在取り組んでいるデジタル化や議会改革についてを、テーマとして事務局と調査し、できるだけ早急に視察先を提案し決定したい。

委員長案のとおり決定

7. 次回、12月及び3月定例会の会期日程（案）について

◎書記（原 伸行）

（ 配付資料に基づき説明 ）・・・（ 質疑なし ）

事務局案のとおり決定

8. 一般質問の総括について

○委員（意見）

- ・ある議員の一般質問に、一般事務の範疇を超えた部分があったので、そのようなことがないよう徹底を図ってほしい。
- ・1名の議員の時間が少し超過していたので、時間を厳守することを全体に伝えてほしい。
- ・議場で携帯電話の音が鳴ることがあった、議場に入る際は音源を切るよう徹底してほしい。

委員長が意見を総括し、全員協議会にて報告するよう決定

9. 先例・申し合わせの継続検討事項について

◎書記（原 伸行）

（ 配付資料に基づき説明 ）

○委員（意見）

- ・『全員協議会での説明』については、執行部側も説明すべきかを適切に判断して厳格に取り扱うこととしてほしい。
- ・『諸般の報告』で、予定について報告できないとのことであれば、その理由を確認してほしい。
- ・正副議長が、別々の委員会に所属するとして、委員会と同じような日程となった場合は、どのように取り扱うのか。

⇒（事務局）委員会視察日程を調整しながら実施することで対応可能。

（ 協議結果 ）

- ・『全員協議会での説明』については、実施の判断について執行部に確認するため、協議を継続。
- ・『諸般の報告』については、予定を取り扱わない理由を執行部側に確認するため、協議を継続。
- ・行政視察研修に関する改正については、事務局案のとおり改正することとするが、議運の行政視察への議長、副議長の同行は危機管理上の措置であるため、できるだけ早めに施行すること。ただし、視察不参加のキャンセル料の取り扱いについては協議を継続して行う。

10. その他

（1）全員協議会について

◎書記（原 伸行）

（ 配付資料に基づき説明 ）・・・（ 質疑なし ）

（2）タブレット端末と紙資料との併用期間について

◎書記（原 伸行）

（ 口頭にて説明 ）

○委員（意見）

- ・執行部の手間や紙資料の削減などを考え切り替えるのであれば、時期については次の議会か

らでもよいのでは。

- ・ 個人個人の差があると思うので、希望者のみ紙資料の配付を併用するように考えては。
- ・ 一挙には無理だとは思う。タブレットに触れ、少しずつ慣れていってという方向で行う必要がある。今年度いっぱい併用の期限としてよいのではないか。
- ・ 事務局側はいつからでも、タブレット端末のみの運用が可能という認識をしているのか。
⇒（事務局）併用をやめることは可能。説明の際に、紙資料の使用を前提としていることもあるので、周知や研修が必要となる場合も考えられる。併用をやめる日程が決まれば、それに向かって準備することで対応は可能と考えている。

（ 協議結果 ）

- ・ 併用期間については、協議を継続して行う。

（３）発言の取り消しについて

◎書記 （ 配布資料に基づき説明 ）

午後２時４０分 閉会

臼杵市議会委員会条例第３０条第１項の規定により、ここに記録を作成する。

令和６年９月２４日

臼杵市議会

議会運営委員会委員長 川辺 隆